

昭和二十八年運輸省令第五十号

航空機登録規則

航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）第四条、第六条第三項及び第十二条の規定に基き、並びに同令を実施するため、航空機登録規則を次のように定める。

第一章 登録に関する帳簿

（航空機登録原簿の用紙の様式）

第一条 航空機登録原簿の用紙は、表示部、所有権部及び担当権部に区分し、且つ、表示部に登録記号欄、表示欄、表示の変更更正欄及びまつ消登録欄を、所有権部及び担当権部に順位番号欄及び事項欄を設け、別記様式第一号により調製する。但し、担当権部については、記載すべき事項がないときは、これを設けないことができる。

（航空機登録原簿の編てつ）

第二条 航空機登録原簿は、航空機登録原簿の用紙を登録記号の順序に従つて編てつして調製しなければならない。

（帳簿）

第三条 国土交通省航空局には、航空機登録原簿及び申請書編てつ簿の外、左に掲げる帳簿を備えなければならない。

一 登録受付帳

二 申請書類つづり込帳

三 通知簿

四 まつ消航空機登録原簿用紙編てつ簿

2 前項第一号から第三号までの帳簿は、毎年別冊として調製しなければならない。

3 前項の帳簿は、当該年度の翌年から起算して十年間保存しなければならない。

（登録受付帳）

第四条 登録受付帳には、登録の目的、申請人の氏名又は名称、受付年月日及び受付番号を記載しなければならない。

（申請書類つづり込帳）

第五条 申請書類つづり込帳には、申請書及びその添附書類を受付の順序に従つて編てつしなければならない。

（通知簿）

第六条 通知簿には、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八条第二項及び第三項、航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第十九条、航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号。以下「令」という。）第二十一条、第二十三条第一項並びにこの省令第十二条第二

項、第三十八条及び第三十九条の規定による通知事項を記載し、且つ、通知書と契印しなければならない。

（まつ消航空機登録原簿用紙編てつ簿）

第七条 まつ消航空機登録原簿用紙編てつ簿には、まつ消登録をした航空機登録原簿の用紙を編てつして調製しなければならない。

（航空機登録原簿の謄本の交付の請求等）

第八条 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者は、左に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所

二 航空機の登録記号

三 請求の範囲

四 請求の年月日

（航空機登録原簿の謄本等の作製）

第九条 航空機登録原簿の謄本は、航空機登録原簿と同一の様式の用紙により作製し、余白があるときは、その部分に朱線を引き作製の年月日及び当該謄本が航空機登録原簿の記載と相違ないことを認証する旨を記載して、国土交通大臣が、記名押印し、かつ、毎葉のつづり目に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

2 航空機登録原簿の謄本は、法令に別段の定がある場合を除き、航空機登録原簿の全部を写さなければならない。但し、請求により、現に効力を有するもののみを写して作製することができる。この場合には、第一項の記載にその旨を附記しなければならない。

3 第一項の規定は、航空機登録原簿の抄本を作製する場合に準用する。

（航空機登録原簿の滅失による登録の回復）

第十条 令第六条第一項の登録の回復の申請書には、滅失した航空機登録原簿の滅失の際有効であつた登録（以下この章において「前の登録」という。）の登録年月日、順位番号、受付年月日及び受付番号をも記載しなければならない。

2 前項の申請書には、航空機登録原簿の謄本又は抄本その他前の登録の存したことを証するに足る書面を添附しなければならない。

第十一条 令第六条第一項の申請があつた場合において、その登録をするときは、表示欄中登録の目的の項に回復の登録の旨を、登録の回復年月日の項に登録の回復年月日を、相当欄に前の登録を記載し、表示部にあつては、表示の変更

更正欄に、所有権部及び担当権部にあつては事項欄に記載した登録の末尾に、登録の回復をした旨及びその年月日を記載し、国土交通大臣の命ずる航空機登録担当官（以下「登録担当官」という。）が押印しなければならない。

2 国土交通大臣は、回復の登録をする場合において、前の登録について職権をもつて記載した事項があつたことを発見したときは、その事項をも記載しなければならない。

第十二条 令第七条第一項の規定により申請書を申請書編てつ簿に編てつするときは、既に編てつした申請書の末葉と編てつする申請書の初葉とのつづり目に、登録担当官が契印をしなければならない。

2 令第七条第三項の規定による記載をしたときは、登録権利者に通知しなければならない。

第十三条 令第七条第三項の規定により記載した場合には、表示部にあつては表示の変更更正欄に、所有権部及び担当権部にあつては事項欄に移した登録の末尾に、申請書編てつ簿により登録を移した旨及び申請書編てつ年月日を記載し、登録担当官が押印しなければならない。

2 前項の記載をした場合には、令第七条第一項の申請書の末尾に航空機登録原簿に記載した旨及びその年月日を記載し、登録担当官が押印しなければならない。

第二章 登録に関する手続

第一節 登録申請の手続

第十四条 申請書には、日本産業規格A列四番の用紙を用いなければならない。

2 申請書の記載は、短辺に平行した左横書にしなければならない。

第十五条 削除

（併合申請）

第十六条 二個以上の航空機に関する登録を申請する場合には、登録原因及び登録の目的が同一であるときに限り、同一の申請書で登録の申請をすることができる。

2 同時に二以上の登録を申請する場合において、それぞれの申請書に添附すべき書類のうちその内容が同一のものがあるときは、一通の申請書のみにその書類を添附し、他の申請書にその旨を記載すれば足りる。

（申請書の記載事項）

第十七条 令第十二条第十一号の事項は、左に掲げるものとする。

一 登録免許税額

二 航空機の自重トン数（新規登録又は移転登録に係るものに限る。）

（共同担当の登録の申請）

第十八条 根抵当権の設定の登録の申請をする場合において、航空機抵当法第二十二条の第二項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の十六の規定による登録をしようとするときは、申請書にその旨を記載しなければならない。

第十九条 令第四十二条の規定により現になされている登録を表示するときは、その登録に係る航空機の登録記号及びその登録の順位番号を記載しなければならない。

（根抵当権の分割譲渡による移転の登録の申請）

第二十条 令第四十六条の二第一項の規定により現になされている根抵当権の登録を表示するときは、その根抵当権の設定の登録の登録年月日、受付番号、登録原因及びその日付並びにその根抵当権の担保すべき債権の範囲及び債務者を記載し、かつ、その根抵当権の登録に航空機抵当法第六条ただし書の定め又は担保すべき元本の確定すべき期日の定め記載があるときは、これを記載しなければならない。

2 令第四十六条の二第一項の移転の登録の申請をするときは、申請書に甲根抵当権の極度額を記載しなければならない。

第二節 登録の手続

（受付番号）

第二十一条 受付番号は、毎年更新しなければならない。

（受付年月日の記載）

第二十二条 令第十六条に規定する場合には、申請書に受付年月日をも記載しなければならない。

（表示部の記載）

第二十三条 新規登録をするときは、次条の規定により所有権に関する事項を記載する外、登録記号欄に登録記号を、表示欄に登録の目的、新規登録年月日、受付番号及び令第十二条第一号から第四号までに掲げる事項を記載し、登録担当官が押印しなければならない。

2 変更登録又は登録の更正をするときは、表示の変更更正欄に変更又は更正された事項、登録年月日及び受付番号を記載し、登録担当官が押印しなければならない。

3 まつ消登録をするときは、まつ消登録欄にその原因、登録年月日及び受付番号又は通知書の

改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号

別記様式第1号 (表)

表の構成:

- 表の上部には「別記様式第1号」というタイトルと「(表)」という注釈があります。
- 表の左側には「別記様式第1号」というタイトルと「(表)」という注釈があります。
- 表の右側には「別記様式第1号」というタイトルと「(表)」という注釈があります。

別記様式第2号

別記様式第2号 (表)

表の構成:

- 表の上部には「別記様式第2号」というタイトルと「(表)」という注釈があります。
- 表の左側には「別記様式第2号」というタイトルと「(表)」という注釈があります。
- 表の右側には「別記様式第2号」というタイトルと「(表)」という注釈があります。